

【前期第6問】

Xは平成28年1月17日Aほか2名と共謀し、Xが運転する軽自動車をAほか2名が乗車する普通貨物自動車(ライトバン)に追突させ(できれば、一層本物の事故に見せかけるため、両者間に他人の車を入れた玉突き事故にして)、これをXの過失により生じた交通事故であるかのごとく装って保険金を詐取するとともに、身体障害者であったAに入院治療の機会を得させようと企てた。同日午後6時30分頃、XはAの車を見失わないように追尾しながら岡山県津山市T交差点にさしかかった際、赤信号でA運転の自動車が停止し、続いて第三者M運転の軽自動車、その後にXの自動車が相次いで停止したため、Xは直ちに自動車を発進させてM車後部に追突させ、玉突き事故を装って、Mに対して約2か月の入院加療を要する傷害、Aほか2名には長期の入院加療を要しない軽微な傷害を与えた。

XのA、Mに対する傷害結果についての罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁第二小法廷昭和55年11月13日決定